

第 4 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 28 年 4 月 21 日 (木) 午後 2 時 00 分

場 所 津市美杉総合文化センター 会議室 1・2

出席部会委員 6 田口 慶則・7 椋下 保・14 宮本 政春・15 守山 孝之
16 中谷 秀也・17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭
22 中野 たつ子・23 片岡 眞郁

以上 10 名

欠 席 委 員

出席部会員外委員

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事 務 局 職 員 奥野事務局長・鈴木事務局長次長・若松主査

総 合 支 所 久居：加賀担当副主幹 一志：藤巻担当副主幹

白山：前田担当副主幹 美杉：前山主査

議 事 録 署 名 者 6 田口 慶則・17 西森 偉統

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 規定による届出について (所有権移転)
報告第 4 号 時効取得による所有権の移転について
報告第 5 号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・使用貸借)
議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

(農業委員会許可・所有権移転)
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・賃貸借権)

議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・使用貸借)

議案第 7 号 非農地証明願について

議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定
について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第4回第2農地部会を開会いたします。</p> <p>本日、議事録署名者を私の方から指名させていただきますのでよろしく願います。6番 田口委員・17番 西森委員。よろしく願います。</p> <p>まず始めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第5号につきまして事務局から一括して報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書の1ページから3ページをお願いいたします。</p> <p>報告案件につきましては、農業委員会への通知や届け出について、農業委員会で議決の必要がないことから、事務局でその都度処理をしておりますが、部会で、1か月分の状況を報告させていただいています。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。</p> <p>これは、借り入れた農地を、所有者に返すときなどに農業委員会に通知するものです。番号1から36で、3ページをご覧いただきたいと思えます。合計件数は36件、面積は田で79,322㎡でございます。これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>次に4ページから7ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。</p> <p>これは、農地の相続を受けた時などには農業委員会への届けが必要となるものです。</p> <p>番号1から8の合計で件数は8件です。面積は36,710㎡で、その内訳としまして田が21,868㎡、畑が14,842㎡でございます。</p> <p>なお、この中で現況地目が宅地については、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。</p> <p>続きまして議案書の8ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。</p> <p>これは、市街化区域内の農地を転用するとき、合わせて権利の移動が伴うときには、農業委員会へ5条の届出をするということになります。</p> <p>毎回、権利の内容ごとにまとめて報告させていただいています。</p> <p>報告第3号は、売買など所有権を移転する場合の届出です。番号1の共同住宅用地の1件で、面積は畑で1,389㎡でございます。</p> <p>続きまして9ページをお願いいたします。</p> <p>報告第4号 時効取得による所有権の移転について、でございます。</p> <p>これは、民法上の時効により農地を取得された場合で、法務局から通知によるものです。</p> <p>番号1、権利者 _____、申請地の地目は畑で、面積は443㎡、取得年月日は平成8年3月1日でございます。</p> <p>この案件につきまして、権利者は、当該土地を20年以上にわたり自己の農地として維持管理しており、取得時効が完成しております。</p> <p>10ページをお願いいたします。</p> <p>報告第5号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。農地所</p>

有資格法人とは、耕作目的で農地の所有が認められた法人で、年に1回、必要な要件を備えているか、農業委員会に報告する必要があります。

番号1、(株)_____、主たる耕作物はキャベツ、耕作面積は、畑で

1. 20ha

番号2、(有)_____、主たる耕作物は水稲、耕作面積は、田で6.60ha

番号3、(有)_____、主たる耕作物は和牛、耕作面積は、田で49ha

番号4、(有)_____、主たる耕作物は水稲、耕作面積は、田39ha、畑

0.04ha、合計39.04ha

番号5、(有)_____、主たる耕作物は水稲、耕作面積は、田で29.54ha

以上件数は5件で、いずれの案件も、組織形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たしているものと判断されます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。それでは次に議案事項に入らせていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは11ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

これは農地を農地として売買するときや賃貸借をするときなどには、この農地法第3条の許可か、農業経営基盤強化促進法の決定を受ける必要があります。権利の種類ごとにまとめて審議をお願いしております。

番号1、地区 久居、受人 _____、面積2,820㎡、渡人 _____、面積2,827㎡ 申請地 戸木町西羽野_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積204㎡。

これにつきましては、受人は、耕作に利便性が良いことから、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受けるものです。

なお、議案第8号で、3千㎡余の利用権設定の申請が提出されており、許可後において、下限面積を上回ることとなります。

番号2、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、面積12,491㎡ 申請地 久居野村町権田_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積143㎡外1筆、合計面積1,406㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人に要望して申請地を譲り受け、新規に営農を開始するものです。なお、議案第2号及び議案第8号で、4千㎡余の権利取得の申請が提出されており、許可後において、下限面積を上回ることとなります。

番号3、地区 大三、受人 _____、面積276,961㎡、渡人 _____、面積2,205㎡ 申請地 白山町二本木河内丸_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積39㎡外2筆で、合計面積1,830㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 倭、受人 _____、面積44,427.70㎡、渡人 _____、面積3,074㎡ 申請地 白山町佐田皿田_____、台帳地目・現況地目とも田で、面積2,712㎡外1筆で、合計面積3,074㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 石名原、受人 _____、渡人 _____、面積154㎡ 申請地 美杉町石名原下垣内 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積82㎡外1筆で、合計面積154㎡。

これにつきましては、受人は、空き家に入居するにあたっての自家菜園用の農地取得で、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受けるものです。

以上、件数は5件で、合計面積は6,668㎡、このうち田が4,904㎡、畑が501㎡、台帳地目が山林となっている畑で1,263㎡です。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、2番お願いします。

田口委員 6番田口です。1番について、これは事務局の説明通りでございます。場所としては、_____にある青葉台の西です。2番についても何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。3番お願いします。

中谷委員 16番 中谷です。3番について説明させていただきます。場所は資料3で、_____の_____の南側になります。受人は渡人の土地を長年耕作しておりまして、今後も耕作を続けるとのことですので、事務局の説明通り、何ら問題は無いと思われま。

議長 ありがとうございます。

中谷委員 続きまして4番です。資料4で、_____から_____の方へ入っていく道路の東側です。この土地も受人が長年耕作をしておりまして、今後も耕作を続けるとのことですので事務局の説明通り、何ら問題は無いと思われま。

議長 ありがとうございます。5番お願いします。

結城委員 18番 結城です。5番について説明します。15日に推進委員さん共々現地確認を行いました。渡人は農地を相続しましたが、耕作ができないということでございます。受人が地元で継続して農業をやっていくということでございますので、何ら問題はないと思いますのでよろしくお願いいたします。

それから地元の推進委員さんに色々出向いていただきまして現地の確認をしていただきました。これにつきましては推進委員さんの意見も我々同様合致しておりますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員さんから説明ございましたが、皆さん方に

ご意見お伺いしたいと思います。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書は12ページになります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。これは、権利関係が使用貸借権の設定になります。

番号1、地区 久居、借人 _____、貸人 _____、面積12,491㎡ 申請地 久居新町_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積437㎡外2筆、合計面積1,788㎡です。

これにつきましては、借人は、貸人に要望して3年間の使用貸借権を設定し、新規に営農を開始するものです。

なお、議案第1号及び議案第8号で、4千㎡余の権利取得の申請が提出されており、議案第1号番号2の案件同様、許可後において、下限面積を上回るようになります。

件数はこの1件で、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明がありました。地元委員のご意見を伺います。1番お願いします。

田口委員 6番 田口です。これも先程と一緒に事務局の説明通りでございます。場所は_____の東側約150mのところ。これも問題ないと思います。よろしくお願いたします。地元推進委員さんにも来ていただいておりますけれども、何も意見はございませんでした。

議 長 ありがとうございます。地元委員からは意義がない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会役員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議長。それでは13ページをお願い致します。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。市街化調整区域や都市計画の線引きのない農地に建物を建てるなど、所有者自らが農地を転用するときには、農地法第4条の許可が必要です。

番号1、地区 久居、申請者 _____、申請地 久居野村町権田____、台帳地目・現況地目とも畑、面積499㎡外1筆、合計面積1,681㎡です。

これにつきましては、申請地を貸駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

この農地区分ですが、耕作に適した優良な農地の順に、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地があります。このうち農用地区域内農地、甲種や第1種の農地は、原則転用は認められません。

番号2、地区 川合、申請者 _____、申請地 一志町八太松原____、台帳地目・現況地目とも田、面積745㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、234.27㎡、駐車スペースとメンテナンススペースを確保することから転用面積の31%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は2件で、合計面積は2,426㎡、このうち田が745㎡、畑が499㎡、台帳地目が山林となっている畑でございますが、これが1,182㎡でございます。

いずれの案件も、農振農用地区域や、圃場整備された農地などの優良農地でない、周辺農地に悪影響がないなどの農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。1番お願いします。

田口委員 6番 田口です。事務局の説明通りでございます。14日の午後から事務局と、現地確認を行いました。推進委員さんにも来ていただいております。場所は_____から東へ約500mに_____がありますけれども、そのすぐ西でございます。何ら問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。2番お願いします。

片岡委員 23番 片岡です。本来ならば、この管内は守山会長の地域になりますけど

も、会長の代わりに、私が今後代わって川合と高岡地区の方を担当させていただきますので、どうかよろしく申し上げます。

14日に、現地調査を行いました。守山会長、農業委員、地区担当の推進委員の3名で現地調査を行いました。

場所は、位置図の資料で、8番になります。_____の_____でございます。詳細につきましては、事務局の説明通りでございます。推進委員さんの了解も得ておりますので、どうかよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。ただいま地元委員さんから説明ございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 14ページ、15ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

市街化調整区域や都市計画の線引きのない農地を転用するときで、所有権移転や賃借権設定などが伴うときには、農地法第5条の許可が必要になります。権利の種類ごとにまとめて審議をお願いしております。

番号1、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居井戸山町大口 _____、台帳地目 山林、現況地目 畑、面積1,079㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、332.52㎡、申請地の実測面積が564.3㎡となっておりますことから、利用率は59%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居野村町権田 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積36㎡外2筆、合計面積71㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものですが、既にこの目的で転用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居一色町新畑 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積41㎡外1筆、合計

面積594㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は309.47㎡、転用面積の52%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 栗葉、これにつきましては、取り下げの申し出があり、抹消をお願いします。

番号5、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 稲葉町下鴻野 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積323㎡外2筆、合計面積1,062㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は530.53㎡、転用面積の50%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 庄田町八王子田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,429㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、資材置場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 川合、受人 _____(株代表取締役 _____)、渡人 _____、申請地 一志町八太中野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積693㎡外2筆 15ページになりますが、合計面積763.32㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、320.32㎡、転用面積の41%にあたります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 家城、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町北家城岩ノ谷 _____、台帳地目 田、現況地目 山林、面積138㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を畜産用の緩衝帯として譲り受けようとするものです。なお、既に山林化しており、所有者から始末書の提出がありますことから転用につきましては、追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 川口、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町川口中ノ谷 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積38㎡外2筆、合計面積1,378㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、従業員用の駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 丹生俣、受人 _____、渡人 _____外1名、申請地 美杉町丹生俣馬ヶ広 _____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積102㎡外2筆、合計面積1,539㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け畜舎用地とするものです。

なお、申請地は、昭和60年ごろ植林されており、所有者から始末書の提出がありますことから転用につきましては、追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は、取り下げの申し出が1件ありましたので、合計9件、合計面積は8,053.32㎡、この内訳は、田が3,089㎡、畑が3,870.32㎡、台帳地目が山林となっている畑でございますが、これが1,094㎡でございます。

いずれの案件につきましても農振農用地区域や、圃場整備された農地などの

優良農地でない、周辺農地に悪影響がないなどの農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番と2番お願いします。

田口委員 1番について説明します。先ほどの事務局の説明通りでございます。場所は_____があって、そこから100m来たところです。

これも千㎡越えてますもので会長、事務局、地元推進委員も来ていただいております。別に何ら推進委員からも問題はないということでもあります。

2番は、これも先程の_____の東500m位に_____がありますけれども、その隣接する土地でございます。これも何ら問題ないと思いますので、よろしくお願い致します。

議長 ありがとうございます。3番、5番、6番お願いします。

棕下委員 7番 棕下です。3番につきまして、場所は位置図の資料11ページをご覧くださいと思います。_____の南東約200m位の所でございます。現地確認は14日に農業委員と地元推進委員、事務局で行いました。事務局の説明通りでございます。何ら問題ございません。

5番につきまして、場所は13ページでございます。_____の東でございます。これは千㎡を越えていますので、会長、部会長、農業委員、地元推進委員さん、事務局と確認をしていただきました。

特に排水路への土砂の流出について強く要望し、侵入道路の現地を確実に現況に復興することを依頼しました。事務局の説明通りでございます。何ら問題ございません。

6番につきまして、場所は14ページでございます。事務局の説明通りでございます。何ら問題ございません。以上でございます。

議長 7番お願いします。

片岡委員 23番 片岡です。7番につきまして、先程申し上げました川合の関係です。会長始め関係者出席いただき、現地確認を行いました。場所につきましては資料は15ページで、JR名松線の_____の南側に位置します。詳細につきましては事務局の説明通りでございます。また、地元推進委員さんからも何ら問題はないという事をお聞きしておりますので、どうぞよろしくお願い致します。以上です。

議長 ありがとうございます。8番お願いします。

西森委員 17番 西森です。8番につきまして、12日に立ち合いを、地元推進委員さんとさせていただきました。現地は、_____の前で周りが山林に囲まれているというような状況で、地元推進委員さん、区長さんから状況的には農地として使えるような状態ではないと伺いました。事務局の説明通りということで

よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。9番をお願いします。

中谷委員 16番中谷です。9番につきまして、14日の午後に、会長、部会長、地元推進委員さん2名、事務局で現地を確認いたしました。場所は県道久居美杉線の_____の信号から美杉方面の約500mの所で、_____の南東側になります。稲作をされていましたが、小さな田でとても苦勞されていたようで、駐車場として、事務局の説明通り問題はないかと思えます。

議長 ありがとうございます。10番をお願いします。

結城委員 18番 結城です。10番につきまして、15日に会長、部会長、地元推進委員、事務局とで現地確認を行いました。現在、牛舎が老朽化をいたしまして、建て替えが必要ということでございます。汚水はすべて堆肥にするということでございますが、民家とか隣接には苦情の出ないように指導をしてきました。以上です。

議長 ありがとうございます。ただいま地元委員から説明ございましたが皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）を議題といたします。事務局の説明をお願いします

事務局 それでは議案書16ページをお願いします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。これは、権利移動が伴う農地転用で、権利関係が賃貸借権の設定になります。

番号1、地区 久居、借人 _____、貸人 _____、申請地 戸木町八丁山 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積413㎡外1筆で、合計面積1,146㎡です。

これにつきましては、借人は、貸人と20年間の賃貸借契約を締結し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、497.37㎡で、転用面積の43%にあたります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 高岡、借人 _____、貸人 _____、申請地一志町高野高岡 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積449㎡外2筆、合計面

積1, 257㎡。これにつきましては、借人は、貸人と20年間の賃貸借契約を締結し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、497.37㎡で、転用面積の40%にあたります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件で、合計面積は畑で2,403㎡でございます。いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番お願いします。

田口委員 6番 田口です。1番につきまして、14日午後、会長、部会長、地元推進委員、事務局と現地確認を行いました。場所は_____のグラウンドから南50m位の場所です。事務局の説明どおり何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。2番お願いします。

片岡委員 23番 片岡です。2番につきまして、位置図につきましては、資料は20番の場所でございます。14日に、会長、部会長、地元推進委員、事務局で現地調査を行いました。詳細な件につきましては、事務局の説明通り何ら問題ありません。どうかよろしくお願ひいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明ございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは意見が無いようなのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。議案第5号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案書17ページをお願いします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

これは、権利関係が無償で貸し借りをを行う使用貸借権の設定になります。

番号1、地区 久居、借人 _____、貸人 _____、申請地 新家町松ノ中_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積207㎡。これにつきまして

は、借人は、貸人と20年間の使用貸借権を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 高岡、借人 _____、貸人 _____、申請地 一志町高野高寺_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積145㎡外1筆、合計面積416㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と20年間の使用貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、176.04㎡、転用面積の42%にあたります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件で、合計面積は畑で623㎡でございます。いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に出会った地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番お願いします。

田口委員 6番田口です。1番につきまして、場所は_____の_____西へ約200m位の位置です。地元推進委員さんも来ていただいております。別に何ら問題はないという事で、事務局の説明通りです。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。2番お願いします。

片岡委員 23番 片岡です。2番につきまして、同じく先程のメンバーで現地確認を行いました。詳細につきましては、事務局の説明通りでございます。どうかよろしくご審議のほどお願いします。

議 長 地元委員から説明がございましたが、皆さん方にご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは意見なしとして、お諮りをいたします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって議案第6号については許可することを決定したいと思います。続きまして議案第7号非農地証明願を議題といたします。事務局説明願います。

事務局 議長。それでは18ページをお願いします。

議案第7号 非農地証明願についてでございます。これは、登記簿上の地目が農地になっているものの、20年以上前から放棄地となり雑木などが生い茂っていたり、宅地などの農地以外のものに利用されていたりする場合には、非農地証明事務取扱要領に基づき、農地ではない旨の証明をしております。

番号1、地区 久居、願出者 _____、申請地 新家町松ノ中_____、

台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積298㎡です。

これにつきましては、昭和58年10月21日に国土地理院が撮影した航空写真により、この時既に建物が建築されていることが確認できます。このことから、申請地は、農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会 非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会った地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番お願いします。

田口委員 6番田口です。1番につきまして、事務局の説明通りでございます。よろしくお願いたします。

議長 地元委員さんから説明ありましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは意見なしとして、お諮りをいたします。ただいま審議をいただきました第7号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって議案第7号については証明をすることに決定したいと思います。

続きまして、別冊としてお配りいたしました、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

農地の売買や賃貸借を行う場合、市街化区域の土地以外であれば、農地法第3条とは別に、この法律により行うことができます。この場合には利用権の設定といいます。最近では、農地の貸し借りはほとんどこの制度です。

資料の2枚目で、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄でご説明させていただきます。

久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で53,577.91㎡、畑の賃貸借、使用貸借で13,091㎡、契約件数は47件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で190,966㎡、畑の使用貸借で761㎡、契約件数は141件でございます。

白山地区につきましては、集積はございませんでした。

美杉地区につきましては、田の賃貸借で519㎡、契約件数は1件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転で 245,062.91㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で13,852㎡、合計契約件数は189件、合計面積は258,914.91㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、久居地区20件、一志地区63件で合計83件、合計面積は217,418.91㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは意見なしとしてお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第8号についてご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって議案第8号については適正であると認め、市長に進達することにいたします。以上で全て本部会に付議されました議案の全ては審議をいただきました。ありがとうございます。

午後2時53分

上記は、第4回第2農地部会の議事を録したものである。

平成28年4月21日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____